

(仮訳)

商品説明条例 (日本語訳)

本資料は、ジェットロが **Clearwater Translations Limited** に委託して日本語に仮訳したものです。

なお、本資料はあくまで仮訳であり、ジェットロはその内容および本資料を利用したことにより生じたいかなる損失についても、一切責任を負うものではありません。

第 362 章 商品説明条例 官報番号 最新版発行日

正式名称 2012 年 E.R.2 号 2012/08/02

取引過程において提供される商品、又はかかる商品のサプライヤーに関連する虚偽の商品説明、虚偽や誤解につながる、若しくは不十分な情報、虚偽の標章及び虚偽表示を禁止するため、商品に関係して商品に表示、添付されるべき、又は広告に含めるべき情報又は取扱説明を要求する権限を付与するため、商標の偽造に関する法律を更新し、またこれらに関連する目的のために商品説明条例を制定する。

(2000 年第 65 号第 3 条、2008 年第 19 号第 3 条により修正)

[1981 年 4 月 1 日] 1981 年第 64 号法律公告

(初版は 1980 年第 69 号)

(*書式変更—2012 年 E.R.2 号)

注記：

* 条例全体の書式が現行の立法様式に更新された。

第 1 部 序文 2012 年 E.R.2 号 2012/08/02

第 1 条 略称 2012 年 E.R.2 号 2012/08/02

本条例は、商品説明条例と呼ぶことができる。

第 2 条 解釈 2012 年 E.R.2 号 2012/08/02

(1) 本条例において、文脈により別の解釈が必要とされない限り、

広告 (宣伝品) には、カタログ、チラシ及び価格表を含む。

受命職員 (獲授權人員) とは、第 14 条に基づき指名された公務員を意味する。

長官 (關長) とは、関税物品税庁長官及び関税物品税庁の副長官を意味する (1982 年第 294 号法律公告により追加。2000 年第 65 号第 3 条により修正)

条約国 (公約國家) とは、商標条例 (第 559 章) 第 2 条 (1) に定義されるパリ条約国又は WTO 加盟国を意味する。 (2000 年第 35 号第 98 条により置換)

虚偽商品説明 (虚假商品説明) とは、以下を意味する。

- (a) 虚偽がかなり重大なレベルにある商品説明。
- (b) 虚偽ではないが誤解を招く、つまり **商品説明** の定義で規定する事項のいずれかの表示が重大なレベルの虚偽である表示と誤認される可能性のある商品説明。
- (c) 商品説明ではないが、**商品説明** の定義で規定する事項のいずれかを示すと受け取られ、かかる示唆が重大な程度にまで虚偽であるとされる可能性があるもの。
- (d) 何者かによって指定若しくは認証され、又は何者かの承認によって示唆される基準について、かかる者やそうした指定、認証又は示唆される基準がないにもかかわらず、商品がこれに適合するとする虚偽の表示、又は虚偽の表示とみなされる可能性のあるもの。
- (e) ある種類又はタイプの商品について以下に当たるとする虚偽の表示、又は虚偽の表示とみなされる可能性のあるもの。
 - (i) 香港法に基づき関税が支払われなければならない商品で、当該種類又はタイプに関して支払われるべき関税をかけられずに供給されているもの。又は (1990 年第 272 号法律公告により修正)
 - (ii) 香港法に基づき関税が支払われなければならない商品ではない商品で、支払われるべき関税をかけられずに供給されているもの。 [1968 年英国法第 29 章第 3 条参照]

偽造商標（偽造商標）は、第9条（3）によって付される意味を有する。（2000年第35号第98条により追加）

商品（貨品）には、船舶及び航空機、土地に付着している物及び育成中の作物が含まれる。

輸送貨物（過境貨品）とは、以下の商品を意味する。

- (a) 香港から持ち出すことを単独目的として船舶又は航空機で香港に持ち込まれる商品。及び、
- (b) 香港内にある間中、船舶又は航空機内にとどまっている商品。（2008年第19号第4条による置換）

輸入（進口）とは、香港へ持ち込むか又は持ち込ませることを意味する。

権利侵害商品（侵犯権利貨品）とは、以下のような商品を意味する。

- (a) 偽造商標が付されている商品。又は、
- (b) 欺くことを意図してある商標に似せた商標又は標章が偽って付されている商品。（2000年第35項第98条により追加）

標章（標記）は、名詞として使われる場合、ある企業の商品を他の企業のものとは区別することができる標識を含む。（2000年第35項第98条により追加）

敷地構内（處所）には、あらゆる場所並びに露店、車両、船舶又は航空機が含まれる。

局長（局長）とは、商務経済発展局長を意味する。（2012年第5号第3条により追加）

商品説明（商品説明）とは、何らかの商品又は商品の一部に関する以下の事項のいずれについて手段に関わらず与えられた直接的又は間接的な表示を意味する。即ち、

- (a) 数量（長さ、幅、高さ、面積、体積、容積、重量及び個数を含む）、寸法又は規格。
- (b) 製造、生産、加工又は修理調整方法。
- (c) 組成。
- (d) 目的適合性、強度、性能、動作又は精度。
- (e) 上記各項目に含まれない物理的特性。
- (f) 何者かによる試験及びその結果。
- (g) 何者かによる承認、又は何者かに承認された型式との適合。
- (h) 製造、生産、加工又は修理調整の場所又は日付。
- (i) 製造、生産、加工又は修理調整を行った者。
- (j) これまでの所有又は使用を含むその他の履歴。
- (k) 特定の場所における以下の利用可能性。
 - (i) 商品の検査、修理又はメンテナンスサービス。
 - (ii) 商品の予備部品。（2008年第19号第4条により追加）
- (l) 第（k）項に言及するサービス又は予備部品に関して付与されている保証。（2008年第19号第4条により追加）
- (m) 第（k）項で言及するサービス又は予備部品を提供する者。（2008年第19号第4条により追加）
- (n) 第（k）項（i）で言及するサービスの範囲。（2008年第19号第4条により追加）
- (o) 第（k）項で言及するサービス又は予備部品が利用可能な期間。（2008年第19号第4条により追加）
- (p) 第（k）項で言及するサービス又は予備部品が利用可能な手数料又は費用。（2008年第19号第4条により追加）

[1968年英国法第29章第2条（1）参照]

商標（商標）とは以下を意味する。

- (a) 商標条例（第559章）に基づき香港で登録されているか又は登録されているとみなされる商品に関連する商標。
- (b) 商標条例（第559章）に基づき香港で登録されているか又は登録されているとみなされる商

品に関連する認証標章又は団体標章。

- (c) 以下の商標
 - (i) 条約国で登録されているもの。および
 - (ii) 商標条例（第 559 条）に基づき商品に関連する商標として香港で登録できるもの。
 - (d) 以下の商標
 - (i) 条約国において登録申請が行われている。
 - (ii) 商標条例（第 559 条）に基づき商品に関連する商標として香港で登録できる。および
 - (iii) 条約国におけるその登録申請日から 6 か月間が経過していないもの。（2000 年第 35 号第 98 条により置換）
- (2)
- (a) 本条例の目的において、商品は、
 - (i) その製造に用いられる基本材料の形状、性質、構造又は効用を永久的及び実質的に変化させる処理又は加工が最後に行われた場所で製造されたとみなされるもの。又は、
 - (ii) その完全な栽培又は採掘が行われた場所で生産されたとみなされるもの。
 - (b) 長官は、命令によって以下のことを規定することができる。（1982 年第 294 号法律公告により修正）
 - (i) 商品の説明に関連して、本条例の目的においてどの処理又は加工がその製造に用いられる基本材料の形状、性質、構造又は効用の永久的及び実質的変化をもたらすか、又はもたらさないか。
 - (ii) 当該商品の様々な部分が異なる場所で製造若しくは生産されている、又はその各部分が製造若しくは生産された場所とは異なる場所で組み立てられている場合の説明に関連して、こうした場所のうち、本条例の目的においてどこで当該商品が製造若しくは生産されたとみなされるべきか。〔1968 年英国法第 29 章第 36 条参照〕
 - (c) 本項は、(2A) 項に基づき行われた公告の対象である商品には適用されないものとする。（1991 年第 96 号第 2 条により追加。2005 年第 9 号第 2 条により修正）

(2A) 工業貿易署署長は、官報における公告により、商品（公告の中で指定する輸入又は輸出管理構想の対象となる商品）の説明に関連して、本条例の目的において当該商品が製造若しくは生産されたとみなされる場所を指定することができ、かかる商品は、本条例の目的において、そうした場所で製造若しくは生産されたとみなされるものとする。（1991 年第 96 章第 2 条により追加。2000 年第 173 条法律公告により修正）

(2B) 第 (2) 項及び第 (2A) 項は、第 2A 条 (3) の適用を受ける指定商品（第 2A 条 (1) に定義する）には適用されないものとする。（2012 年第 5 号第 3 条により追加）

(3) 本条例の目的において、いずれかの新聞、書籍若しくは雑誌、又は映画、音声若しくはテレビ放送において発表された商品説明又は記述は、それが広告であるか広告の一部を構成する場合を除き、取引又は業務の過程において使用された商品説明又は行われた記述とはみなされないものとする。
〔1968 年英国法第 29 章第 39 条 (2) 参照〕

第 2A 条 特定の貿易協定に基づく製造若しくは生産地に関する特別規定 2012 年 E.R.2
2012/08/02

(1) 本条において、

発効日（生效日期）とは、別表の貿易協定に基づく貿易相手地に関連して、場所及び協定に対応する別表 1 のコラム 4 に記載する日付を意味する。

別表の貿易協定（表列貿易安排）とは、別表 1 のコラム 2 に記載する地域内での、又は国際間での貿易協定を意味する。

指定商品（指明貨品）とは、別表の貿易協定に関連して、以下の商品を意味する。

- (a) 当該協定に基づき、当該場所と香港との間の特惠関税の適用を受けているもの。
- (b) 当該商品の製造又は生産地の決定において、当該協定に定める規則の対象となるもの。

貿易相手地（貿易夥伴地）とは、別表の貿易協定に関連して、当該協定に対応する別表 1 のコラム 3 に記載する、当該協定が適用される香港以外の場所を意味する。

(2) 第 (1) 項の**指定商品**の定義の (b) 項に言及する規則（**原産地規則**）とは、以下の規則を指す。

- (a) 主に以下に基づく規則
 - (i) 商品の製造に用いられる基本材料の形状、性質、構造又は効用を永久的及び実質的に変化させる処理又は加工が最後に行われた場所。又は
 - (ii) 商品の完全な栽培又は採掘が行われた場所。
- (b) 主に以下に基づく規則
 - (i) 香港以外の場所又は関連する別表の貿易協定に基づく貿易相手地に起因する商品の価値の最大比率。又は
 - (ii) 香港又は関連する別表の貿易協定に基づく貿易相手地に起因する商品の価値の最小比率。
- (c) (a) 項 (i) 若しくは (ii) 又は (b) 項 (i) 若しくは (ii) に説明する規則、又はこれらの組み合わせに修正を加えたもの、又は加えないもの。或いは、
- (d) その他の規則。

(3) 香港との間の当該時点で有効な別表の貿易協定に基づく貿易相手地に関連して、関連する発効日以降、いずれかの指定商品が

- (a) 当該協定に基づく場所に輸出されるか又は輸出が意図されている場合、又は
 - (b) 当該協定に基づく場所から輸入される場合、
- 当該場所及び香港との間で当該時点で有効な協定で定められている商品の原産地規則が、本条例に基づき商品の製造又は生産地を決定する目的において適用される。

(4) 局長は、官報において行う公告により、別表 1 を修正することができる。

(5) 工業貿易署署長は、その事務所において、通常の営業時間中に一般市民が別紙の貿易協定全てを無料で閲覧できるようにするものとする。

(2012 年第 5 号第 4 条により追加)

第 3 条 金製品に適用される特別規定 2012 年 E.R.2 号 2012/08/02

(1) 第 2 条の**虚偽商品説明**の定義に関わらず、金の純度（千分率かカラットかは問わない）を示す商品説明において当該表示の虚偽があれば、純度を過小に言う場合を除き、程度や範囲に関わらず虚偽商品説明となる。（2012 年第 5 号第 5 条により修正） [1973 年英国法第 43 条第 1 条 (4) 参照]

(2) 金の純度に関連する説明を解釈する目的において、

- (a) ある品物又はある品物の中の金属のカラット数を示す説明は、当該品物又は金属が金であることを示すもので、その純度は当該カラット数について別表 1A の表に定めるものと推定されるものとする。（2008 年第 19 号第 5 条、2012 年第 5 号第 5 条により修正）

- (b) (a) 項は、(当該品物が宝石である場合に)「カラット」という言葉が純度の単位ではなく宝石の重量単位として使われる場合は適用されないものとする。[1973年英国法第43章別表1参照]
- (3) 第2条の**虚偽商品説明**の定義に関わらず、
- (a) ある品物(純金製品以外)が金であることを示す商品説明は、当該品物が金合金のみによって構成され、
- (i) 8カラット以上の金を含有し、
- (ii) 金含有分の純度をカラット数で明確に示す表示が数字又は数字と「k」「c」若しくは「ct」の文字によって付されているか、又は
- (iii) 金含有分の純度を千分率で明確に示す表示が付されていない限り、虚偽商品説明であるものとする。
- (b)
- (i) 金合金でめっきされるか又は包まれ、又は金箔をかぶせた品物(1990年法律公告第272号により修正)又は、
- (ii) 金合金がはんだ付け又はその他の方法で貼り付けられている品物の金の純度を示すものとみなされるよう意図された標章は、当該標章が当該品物のうち金合金で構成される部分のみについて示していることが外見から明白である場合を除き、虚偽商品説明であるものとする。
- (4) 品物に付され、当該品物の金含有分の純度をカラット数で示すか、示すことを意図するか、又は示すものとみなされる可能性のある1桁又は2桁の数字は、その数字が24分率で示す割合以上の純金が当該品物に含まれていない限り虚偽商品説明であるものとする。
- (5) 品物に付され、当該品物の金含有分の純度を千分率で示すか、示すことを意図するか、又は示すものとみなされる可能性のある3桁の数字は、当該品物にかかる水準の純度の金が含まれていない限り虚偽商品説明であるものとする。
- (6) 本条の目的において、**純度**(純度)とは、場合に応じて、第(4)項に基づく純金の割合、又は第(5)項に基づく金の重量による割合数を意味する。

第4条 標示及び情報提供等の命令* 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 行政会議の行政長官は、命令により、当該命令に指定する商品に当該商品に関連する情報(商品説明に相当するか又は商品説明を含むか否かは問わない)又は取扱説明を標示又は添付することを義務付けることができ、また本条例の規定を前提として、当該商品にそのような標示又は添付があることを保証するための要件を課し、かかる要件が満たされない商品の供給を規制又は禁止することができる。またこの要件は、情報又は取扱説明を提供する形式及び方法にまで及ぼすことができる。(2000年第65号第3条により修正)
- (2) 本条に基づく命令が何らかの種類の商品に関して有効である場合、取引又は業務の過程において当該種類の商品を命令に違反して供給するか又は供給を申し出る者は違法行為を行っている。(1990年第272号法律公告により修正)
- (3) 本条に基づく命令は、異なる状況について異なる規定を定めることができ、命令によって義務付

けられる情報又は取扱説明が納品後に初めて提供されるような状況で供給される商品の場合、その全部又は一部も商品の近くに提示されることを義務付けることができる。

- (4) 第(2)項を損なうことなく、本条に基づく命令に関しては、当該命令の規定の違反は第6級の罰金及び3ヶ月の禁固によって罰することができる違法行為であると規定することができる。(2008年第19号第6条により追加)
- (5) 疑義を回避するために付記すると、第(1)項に基づいて出された複数の命令により請求書又は領収書に記載されることが義務付けられている情報は、当該情報が同一の商品品目について提供される場合、1通の請求書又は領収書に記載されていればよい。(2008年第19号第6条により追加)
[1968年英国法第29章第8条参照]

注記：

* (2008年第19号第6条により修正)

第5条 広告で提供すべき情報 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 行政会議の行政長官は、命令により、当該命令に指定する商品の広告内容に当該商品に関連する情報(商品説明に相当するか又は商品説明を含むか否かは問わない)が含まれるか又は言及されることを義務付けることができ、また本条例の規定を前提として、当該情報又はそれが入手できる手段の表示を含めることに関する要件を課すことができる。(2000年第65号第3条により修正)
- (2) 本条に基づく命令は、いずれかの内容の広告に含められるべきかかる情報又は表示の形式又は方法を指定ことができ、また異なる状況について異なる規定を定めることができる。
- (3) 取引又は業務の過程において供給される商品の広告が本条に基づき課される要件を満たさない場合、当該広告を発表する者の行為は違法である。

[1968年英国法第29章第9条参照]

第2部 虚偽商品説明又は表明及び偽造商標 2012年E.R.2号 2012/08/02

第6条 商品に商品説明、商標又は標章を使用すること 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 以下を行う者は、商品に商品説明又は商標又は標章を使用していることになる。
- (a)
- (i) 商品そのもの、又は
- (ii) 商品の包装、受け皿として、又は同梱し商品と共に供給されるものにこれらを貼付又は添付するか、何らかの方法でこれらを表示するか、又は組み入れる。
- (b) 商品説明又は商標又は標章が貼付又は添付されるか、表示されるか又は組み込まれたものに商品載せるか、入れるか又はこれと一緒に置くか、或いはこうした何らかのものを商品と共に置く。
- (c) 商品について述べているとみなされる可能性のある方法で商品説明又は商標又は標章を使用する。
- (d) 商品説明又は商標又は標章が当該商品に使用される旨について何らかの供述書、申告書又は文書による記述を行う。
- (2) 口頭の陳述が商品説明又は商標又は標章の使用に当たる場合がある。

- (3) 商品説明又は商標又は標章の使用の求めに基づき商品が供給され、当該商品がかかる商品説明又は商標又は標章に対応する商品として供給されると推察することが合理的な状況である場合、当該商品を供給する人は、かかる商品説明又は商標又は標章を商品に使用しているとみなされるものとする。

[1968年英国法第29章第4条参照]

第7条 商品説明に関する違法行為 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 本条例の規定を前提として、以下の者の行為は違法である。
- (a) 取引又は業務の過程において
 - (i) 商品に虚偽商品説明を使用する者。又は
 - (ii) 虚偽商品説明が使用されている商品を供給するか又は供給を申し出る者。
 - (b) 虚偽商品説明が使用されている商品を販売のため、又は取引若しくは製造目的のために保有する者。
- (2) 供給用として商品を展示するか又は供給用として商品を保有する者は、これらの供給を申し出ているとみなされるものとする。
- (3) 本条例の規定を前提として、偽造商品説明を作成又は商品に使用する目的で金型、版木、機械又はその他の機器を処分又は保有する者は、同者が詐欺行為の意図なく行動したことを証明しない限り、その行為は違法となる。(1990年第272号法律公告により修正)

[1968年英国法第29章第1条参照]

第8条 広告の中で使用される商品説明 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 本条の以下の規定は、広告の中で何らかの分類の商品に関連して商品説明が使用される場合に効力を有するものとする。
- (2) 商品説明は、以下の場合、広告が発表された時点において存在するか否かに関わらず、当該分類のあらゆる商品について言及しているとみなされるものとする。
- (a) 第7条(1)(a)(i)に基づき違法行為が行われた否かを決定する目的の場合。及び
 - (b) 当該分類の商品が広告を発表又は掲示している者によって供給されるか又は供給の申し出が行われている場合は、第7条(1)(a)(ii)に基づく違法行為が行われたか否かを決定する目的の場合も含まれる。
- (3) 本条の目的において、商品が広告の中で用いられている商品説明に係る分類のものであるか否かを決定する際、広告の形式及び内容だけではなく、その発表の時期、場所、方法及び頻度、並びに当該商品の供給対象となる人が当該商品について当該広告の中で用いられている商品説明に関連する分類に属すると考える可能性を生じたり生じなかつたりするその他のあらゆる事項が考慮されるものとする。

[1968年英国法第29章第5条参照]

第9条 商標に関する違法行為 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 本条例の規定を前提として、以下の者は、同者が詐欺行為の意図なく行動したことを証明しない

限り、その行為は違法である。

- (a) 何らかの商標を偽造する者。
- (b) 何らかの商品に、欺くことを意図してある商標に似せた商標又は標章を偽って使用する者。
- (c) 商標を偽造するか又は偽造に使用されることを目的として金型、版木、機械又はその他の機器を作る者。
- (d) 商標を偽造する目的で金型、版木、機械又はその他の機器を処分又は保有する者。又は
- (e) (a)、(b)、(c) 項又は (d) 項で言及していることをさせる者。

(2) 本条例の規定を前提として、何らかの偽造商標が使用されているか、又は欺くことを意図してある商標に似せた商標又は標章が偽って使用されている商品を販売するか、又は販売のため、又は取引若しくは製造目的のために展示又は保有する者の行為は、違法である。

(3) 本条の目的において、但し第 (3A) 項を条件として、

- (a)
 - (i) 商標の所有者の同意なく当該商標を、又は欺くことを意図して当該商標に似せた標章を作成するか、又は
 - (ii) 本物の商標を改変、追加、削除その他の方法で変造する者は、商標を偽造しているとみなされるものとし、
- (b) 商標の所有者の同意なく当該商標を商品に使用する者は、当該商標を偽って商品に使用しているとみなされるものとし、
従って、**偽造商標**（偽造商標）であると解釈されるものとする。（2000 年第 35 号第 98 条により置換）

(3A) 以下を証明すれば、かかる者は、第 3 項に基づき商標を偽造している、又は商品に商標を偽って使用しているとはみなされないものとする。

- (a) 同者が商標条例（第 559 章）によって付与された当該商標所有者の権利を侵害することなく行動したこと。
- (b) 同者は、当該商標又は商標を、取引又は業務の過程において商品に関連した商標として用いなかったこと。
- (c) 同者が行った商標又は標章の使用は、当該商標の登録対象の商品に関連する使用ではなく、またその登録対象と類似した商品に関連する使用ではないこと。
- (d) 同者が行った商標又は標章の使用は、当該商標に課される権利放棄、制限又は条件によって当該商標の所有者の権利が及ばない使用であること。（2000 年第 35 号第 98 条により追加）

(4) 第 (1) 項 (a) 又は (b) に基づく違法行為の訴追において、所有者の同意の立証責任は被告人にあるものとする。（2000 年第 35 号第 98 条により修正）

第 10 条 **（2000 年第 65 号第 3 条により廃止）** 2000 年第 65 号 1997/07/01

備考：

遡って翻案修正が行われた—2000 年第 65 号第 3 条参照。

第 11 条 **商品の供給に関する虚偽説明** 2012 年 E.R.2 号 2012/08/02

本条例の規定を前提として、取引又は業務の過程において、手段に関わらず、自らが供給する商品がいずれかの人に対して供給したものと同種のものであると直接的又は間接的に虚偽に示唆する者の行為は、違法である。

第12条 特定商品の輸出入の禁止 2012年 E.R.2号 2012/08/02

(1) 第13条を前提として、いかなる者も、虚偽商品説明又は偽造商標が使用されたいかなる商品も輸入又は輸出してはならない。(2000年第35章第98条により修正)

(2) 第(1)項に違反して商品を輸入又は輸出する者は、以下のことを証明しない限り、その行為は違法となる。

- (a) 当該製品が虚偽商品説明又は偽造商標が使用された商品であることを同者が知らず、それを疑う理由もなく、また相当な注意をもってしなければ見破ることができなかったこと。又は
- (b) 当該商品は取引又は業務の対象ではないこと。

(3) 本条は輸送貨物には適用されないものとする。

第13条 輸出用に販売される商品を免除する権限 2012年 E.R.2号 2012/08/02

香港外の目的地に向けて発送することを目的とする商品に関連して、第7条は、第2条の**商品説明**の定義に含まれる事項からその(a)項に指定するものが除外されたかのような形で適用されるものとし、また行政長官が命令により、商品の説明に関して本条の目的のためにこうした事項の別の項目を指定した場合、第7条は、香港外の目的地に向けて発送することを目的とする当該種類の商品に関連して、こうして指定された事項も第2条の**商品説明**の定義に含まれる事項から除外されたかのような形で適用されるものとする。

(2000年第65号第3条により修正)

[1968年英国法第29章第32条参照]

第2A部 虚偽、誤解につながる、又は不十分な情報 2012年 E.R.2号 2012/08/02

(2008年第19号第7条により第2A部追加)

第13A条 表示上の数量当たり価格は容易に理解可能でなければならない 2012年 E.R.2号 2012/08/02

(1) 取引又は業務の過程において、合理的な理由なく以下のような表示を掲示する者の行為は、違法である。

- (a) 販売用に展示されている商品について数量単位をもとに設定した価格を表示しているが、
- (b) 第(2)項(c)が定める意味において、数量単位当たり価格を容易に理解可能な形で示していない表示。

(2) 第(1)項の目的において、

- (a) **数量** (數量) には、長さ、幅、高さ、面積、体積、容積、重量及び個数が含まれる。
- (b) **表示** (標誌) には、注意書き、プラカード、ラベル及び同様の目的を果たす他の品目が含まれる。
- (c) 商品について数量単位をもとに設定した価格を示している表示は、以下の場合、数量単位当たり価格を容易に理解可能な形で示していないこととなる。
 - (i) 価格又は数量単位を示す表示の文字、単語、数字又は文字類のうち、見えるものもある一方、部分的又は完全に隠れているものがある。
 - (ii) 価格又は数量単位を示す表示のいずれの文字、単語、数字又は文字類の提示方法が、価格又は数量単位を示す表示の別の文字、単語、数字又は文字類の提示方法と次の点にお

いて異なっているため、表示を厳密に見ない者は当該数量単位当たりの正確な価格についてははっきりと認識することができない合理的な可能性がある。

A) 当該文字、単語、数字又は文字類のサイズ及び識別可能性。又は

B) 当該文字、単語、数字又は文字類の色とその背景の色とのコントラスト。

(iii) 数量単位を示す表示の文字、単語又は文字類が、価格を示す表示の文字、単語、数字又は文字類と不合理に離れている。

(3) ある者が、

(a) 取引又は業務の過程において

(i) 数量単位をもとに設定した商品の価格を示しているが、

(ii) かかる数量単位を示していない表示を掲示し、また、

(b) 当該商品の実際の価格を計算するもとなるかかる数量単位を示す別の表示を掲示している場合、

第(1)項及び第(2)項は、この者に対して、かかる表示が単一の表示のようであるとして効力を持つものとする。

(2008年第19号第7条により第2A部追加)

第13B条 価格に基本付属品が含まれていない場合、買い手は支払前に通知されること 2012年

E.R.2号 2012/08/02

(1) 以下の者は違法行為を行っている。

(a) 取引又は業務の過程において、別表2の第1部に指定する商品を、価格に含まれていることが合理的に予期される当該商品の基本付属品を含まない価格で販売用に展示する者。

(b) 当該商品の購入を申し出る人に対し、当該価格には付属品が含まれていないという情報を、かかる人が代金を支払う前に指定の方法で伝達しない者。

(2) 第(1)項において、

(a) **基本付属品** (基本配件) とは、別表2の第1部に指定する商品に関連して、構造的には当該商品の一体部分ではないものの、当該商品の主要機能 (別表2第2部第2条に従って決定される) の発揮のために不可欠な付属品を意味する。

(b) **指定の方法** (指明方式) とは、商品の購入を申し出る人に対し商品の価格を伝達する方法を意味する。

(3) 第(1)項の目的において、商品の購入を申し出る人に伝達される商品の価格に当該商品の基本付属品が含まれていることが合理的に予期されるかどうかを決定する際、以下が考慮されるものとする。

(a) 一般的な取引慣行。

(b) 当該商品を販売用に展示する者 (**売り手**) がその人に対して行う説明 (もしあれば) 。

(c) 商品の製造業者又は販売業者が提供するユーザー用の取扱説明書の中で、商品と付属品が販売目的において単一品目として扱われているかどうか。

(d) 商品と付属品のパッケージが、販売目的においてこれらを単一品目として扱うものであるかどうか。

(e) 売り手に対して供給された商品の価格に付属品が含まれていたかどうか。並びに

(f) 他の関連する検討事項。

(4) 局長は、官報における公告により、別表2を修正することができる。(2012年第5号第6条によ

り修正)

(2008 年第 19 号第 7 条により第 2A 部追加)

第 13C 条 売り手の別の個人との関係に関して虚偽又は誤解につながる説明 2012 年 E.R.2 号
2012/08/02

- (1) 取引、業務又は職業の過程において、取引又は業務の過程で何らかの商品を販売する特定の売り手がいずれかの個人又は団体に関係しているか又は承認を受けているとの虚偽の説明を行う者の行為は、(売り手がかかる説明を行う者であるか否かに関わらず) 違法である。
- (2) 以下の者は違法行為を行っている。
 - (a)
 - (i) 取引又は業務の過程における商品の供給又は供給可能性、又は
 - (ii) 取引又は業務の過程における商品の供給の宣伝に関連して、当該商品を供給する売り手がいずれかの個人又は団体 (**対象個人又は団体**) に関係している、又は承認を受けている旨の説明を他の人 (**情報受取人**) に対して行い、
 - (b) 対象個人又は団体の名称が優良さと好評判で広く知られている別の個人又は団体 (**評判のいい個人又は団体**) のものと同一であるか又は非常によく似ているため、情報受取人が対象個人又は団体を評判のいい個人又は団体と誤認する可能性があることを合理的に予期しているはずであるが、
 - (c) 売り手が評判のいい個人又は団体に関係しておらず又は承認を受けていないにもかかわらず、売り手がかかる評判のいい個人又は団体に関係している、又は商品を受けていると情報受取人が信じないよう合理的な措置を取ることを怠る者。
- (3) 第 (1) 又は (2) 項の目的において。
 - (a) 以下のことが示唆されれば、売り手がある個人又は団体に関係しているとの説明が行われたことになる。
 - (i) 当該個人又は団体が売り手に対する所有権 (所有者、株主、パートナー又はその他として) を有すること。
 - (ii) 当該個人又は団体が売り手との間に密接な業務提携を形成していること。
 - (iii) 売り手が当該個人又は団体の代理人又は本人であること。
 - (b) 売り手及び当該団体を同じ人が所有するか又は支配することが示唆されれば、売り手がある団体に関係しているとの説明が行われたことになる。
 - (c) 以下のことが示唆されれば、売り手がある個人又は団体に承認を受けているとの説明が行われたことになる。
 - (i) 当該個人又は団体が売り手について明確に好評価を行っていること。又は
 - (ii) 売り手は当該個人又は団体の許可、承認又は同意を得ており、それなしでは当該商品を合法的に販売することができないこと。
- (4) 第 (1) 項に基づき起訴された者にとって、当該説明が虚偽であることを同者が知っておらず、また虚偽であると考えた理由もなかったことを証明することは弁護となる。
- (5) 第 (2) 項に基づき起訴された者にとって、情報受取人は対象個人又は団体を評判のいい個人又は団体と誤認していないと同者が正当な根拠に基づいて信じたことを証明することは弁護となる。

(2008 年第 19 号第 7 条により第 2A 部追加)

第3部 執行 2012年E.R.2号 2012/08/02

第14条 受命職員の指名 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 長官は、本条例の目的のために、いずれかの公務員を受命職員に指名することができる。
- (2) 長官は、本条例に基づき受命職員に付与された権限のいずれをも行使することができる。
(1982年第294号法律公告により修正)

第15条 敷地構内に立ち入り商品及び文書の検査及び押収を行う権限 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 受命職員は、要請に応じてその指名の証拠を提示すれば、以下のことを行うことができる。
 - (a) 本条例の規定が守られているか否かを判断する目的に適うと思われる商品の購入を行うこと。
 - (b) 本条例に基づく違法行為が行われたか又は行われているか否かを確認する目的で、あらゆる商品を検査し、居住用敷地構内以外のあらゆる敷地構内に立ち入ること。
 - (c) 本条例に基づく違法行為が行われたと疑う合理的な理由があれば、違法行為が行われたか否かを検査その他によって確認する目的のために、商品を押収又は拘留すること。
 - (d) 本条例に基づく違反行為が行われたと疑う合理的な理由があれば、かかる行為が行われたか否かを確認する目的のために、取引又は業務を遂行する人、又は取引又は業務に関連して雇われている人に対し、当該取引又は業務に係る帳簿又は文書を提出することを要求し、かかる帳簿又は文書の、又はその記入事項のコピーを取ることができる。
 - (e) 本条例に基づく違反行為が行われたか又は行われている商品があることを疑う合理的な理由がある敷地構内、車両、船舶（軍艦は除く）又は航空機（軍用機は除く）の場合、
 - (i) 第16条を前提として、かかる敷地構内に立ち入って捜査すること。
 - (ii) かかる車両を停止させて捜査すること。又は
 - (iii) かかる船舶又は航空機を停止させ、これに乗り込み捜査すること。
 - (f) 以下のものを押収、移動又は拘留すること。
 - (i) 本条例に基づく違法行為が行われたか又は行われていることを疑う合理的な理由のある商品。並びに
 - (ii) 本条例に基づく違法行為に関する訴訟手続きにおいて証拠として必要になる可能性があると思える理由があるもの。
- (2) 受命職員は、以下のことを行うことができる。
 - (a) 第(1)項(f)に基づく商品の押収権限を行使する目的のために、容器を壊して開け、又は自動販売機を開けること。
 - (b) 本条例に基づき又は本条例によって立ち入り捜査する権限又は許可が同職員に与えられている場所の外扉又は内扉を壊して開けること。
 - (c) 本条例に基づき停止させ、乗り込み捜査する権限が同職員に付与されている船舶又は航空機に強制的に乗り込むこと。
 - (d) 本条例に基づき同職員に付与されている権限の行使において、同職員を妨害する人又は物を力づくで排除すること。
 - (e) 本条例に基づき捜査する権限又は許可が同職員に与えられている敷地構内で発見した人を、かかる場所が捜査されるまで拘留すること。
 - (f) 本条例に基づき停止させ、乗り込み捜査する権限が同職員に付与されている船舶又は航空機を拘留し、その捜査が行われるまでかかる船舶又は航空機に人が接近又は乗り込まないようにすること。

- (g) 本条例に基づき又は本条例によって停止し捜査する権限が同職員に与えられている車両を捜査が行われるまで拘留すること。

[1968年英国法第29章第27条及び28条参照]

第16条 居住用敷地構内の立ち入り及び捜査に関する制限 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 受命職員は、以下でない限り、居住用敷地構内に立ち入り捜査してはならない。
- (a) 判事が第(2)項に基づき令状を発行している。又は、
 - (b) 長官が第(3)項に基づき許可を与えている。(1982年第294号法律公告により修正)
- (2) 判事は、第15条(1)項(f)に基づき押収、移動又は拘留することのできる商品又は物品が居住用敷地構内にあると疑う合理的な根拠があるとする宣誓情報に納得すれば、受命職員がかかる敷地構内に立ち入り捜査することを許可する令状を発行することができる。
- (3) 長官は、以下を疑う合理的な根拠があると納得すれば(1982年第294号法律公告により修正)、受命職員が敷地構内に立ち入り検査することを書面で許可することができる。
- (a) 第15条(1)項(f)に基づき押収、移動又は拘留することのできる商品又は物品が居住用敷地構内にある。
 - (b) かかる敷地構内に直ちに立ち入って捜査しない限り当該商品又は物品が敷地構内から移動させられる可能性がある。
- (4) 第(2)又は(3)項に基づき居住用敷地構内に立ち入って捜査する許可を与えられた受命職員は、必要と思われる他の人物及び機器を携えて行くことができる。

第16A条 敷地構内又は容器に鍵をかけ又は封印することによって商品を拘留する権限 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 受命職員は、第15条に基づき、以下を拘留する目的のために、当該商品又は物品がある敷地構内又は容器に鍵又は封印を設けることができる。
- (a) 本条例に基づく違法行為が行われたか又は行われていると疑う合理的な理由がある商品。並びに
 - (b) 本条例に基づく違反行為に関する訴訟手続きにおいて証拠として必要になる可能性があると思える理由があるもの。
- (2) 第(1)項に基づき敷地構内又は容器に鍵又は封印が設けられる場合、かかる鍵又は封印が設けられる期間は、当該敷地構内又は容器の所有者若しくはその権限を得た代理人の書面による同意なしに7日間を超えてはならない。
- (3) 受命職員が第(1)項に基づきいずれかの敷地構内又は容器に鍵又は封印を設けた場合、かかる鍵又は封印を破るか又はこれに干渉する者は違法行為を犯している。但し、以下の場合はその限りではない。
- (a) 以下を防ぐために直ちに鍵又は封印を破るか又はこれに干渉することが必要であると善意で信じてこれを行う場合。
 - (i) 誰かが負傷すること。又は
 - (ii) 当該敷地構内又は容器に損害が生じること。又は、
 - (b) 公務員としての職務の行使においてこれを行う場合。

(1987年第2号第2条により追加)

第16B条 受命職員の逮捕権限 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 受命職員は、第(2)項を前提として、本条例に基づく違法行為を行ったと同職員が合理的に疑う相手を、さらなる取調べのために令状なく逮捕又は拘留することができる。
- (2) 第(2)項に基づき人を逮捕する受命職員は、同人を直ちに警察署に連れて行くか、又はさらなる取調べが必要な場合はまず関税物品税庁、それから警察署に連れて行くものとし、そこで警察条例(第232章)の規定に従った対応が取られるものとする。
但しいかなる場合でも、いかなる人物も容疑不明のまま、判事の前に出る機会もなく48時間を超えて拘束されることはないものとする。
- (3) 本条に基づく逮捕に抵抗するか又はこれを逃れようと試みる者がいれば、受命職員は、逮捕を遂行するために合理的に必要な力を行使することができる。

(1987年第2号第2条により追加)

第16C条 情報の開示等 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 第15条に基づき押収又は拘留された商品が偽造商標の使用された商品であるか、又は欺くことを意図してある商標に似せた商標又は標章が偽って付されている商品であるか、或いはそうであると長官が合理的に疑う場合、長官は、合理的に実行可能であれば、かかる押収又は拘留について当該商標の所有者又はその権限を得た代理人に適宜通知するものとする。(2000年第35号第98条により修正)
- (2) 第(1)項に定める状況において、長官は、当該商標の所有者又はその権限を得た代理人に対し、以下を開示することができる。(2000年第35号第98条により修正)
 - (a) 当該商品の押収又は拘留の時期及び当該場所の住所。
 - (b) 当該商品が押収又は拘留された人の名前及び住所。
 - (c) 押収又は拘留された商品の性質及び数量。
 - (d) 当該押収又は拘留に関連する人が長官に対して行った陳述(同人の書面による事前同意の上、又は同人が死亡しているか長官による合理的な所在調査後も長官が同人を発見できない場合は、かかる同意なしで開示)。
 - (e) 長官が開示に適していると考えられる押収又は拘留商品に関連するその他の情報又は文書。
- (3) 商標の所有者又はその権限を得た代理人は、(2000年第35号第98条により修正)
 - (a) 第(2)項で言及されていない情報又は文書の開示を求める場合、又は
 - (b) 第(2)項で言及されている情報又は文書が長官によって開示されない場合、第一審裁判所に対し、かかる情報又は文書の開示を長官に義務付ける命令を申請することができ、第一審裁判所は、かかる申請があれば、その適切と考える開示命令を出すことができる。(1998年第25号第2条により修正)
- (4) 第(3)項に基づく申請は、長官に事前に通知した上で、申立てによって開始することができる。

(1987年第2号第2条により追加)

第16D条 国際協力 2012年E.R.2号 2012/08/02

長官は、知的財産権の保護における国際協力を推進する目的のために、本条例に基づき入手した情報

を条約国の税関当局に開示することができる。

(1996年第11号第14条により追加)

第17条 妨害罪及び情報開示罪 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 他のあらゆる条例を損なうことなく、以下の者は違法行為を行っている。(1990年第272号法律公告により修正)
 - (a) 本条例に基づく受命職員の権限の行使又は職務の遂行を故意に妨げる。
 - (b) かかる受命職員が適切に行う要求に故意に従わない。又は
 - (c) 合理的な理由なく、かかる受命職員が本条例に基づくその役割を遂行する目的で合理的に要求するその他の支援又は情報を当該受命職員に提供しない者。(1986年第65号法律公告により修正)

- (2) 第(2A)項を前提として、他のいかなる人に対し以下を開示する者は違法行為を行っている。(1987年第2号第3条により修正)
 - (a) 本条例を理由に同者が立ち入った敷地構内において入手した製造工程又は営業秘密に関する情報。又は
 - (b) 本条例に基づき同者が入手した情報。但し、
 - (i) 同者若しくは他のいかなる人による本条例に基づく役割の遂行において、又はこれを目的として、或いは、
 - (ii) パラグラフ (b) の場合に、裁判所の指示又は命令に基づいて開示が行われた場合はこの限りではない。

- (2A) 以下を行う者は、第(2)項に基づく違法行為を行うことにはならない。
 - (a) 第16C条(1)又は(2)に基づき、又は第16C条(3)に基づき出された第一審裁判所の命令に基づき情報を開示する。
 - (b) 第16D条に基づき情報を開示する。又は、
 - (c) 第30F条(1)に基づき、又は第30F条(2)に基づき出された第一審裁判所の命令に基づき情報を開示する。(1996年第11号第15条により置換。1998年第25号第2条により修正)

- (3) 第(1)項(c)で言及する情報の提供において、虚偽であると知っていながら陳述を行う者の行為は違法である。

- (4) 第(5)項を前提として、本条のいかなる規定も、
 - (a) いかなる人に対し、そうすることが同人又は同人の妻若しくは夫を有罪にする可能性がある場合に、任意の質問に答える、又は情報を提供することを要求する、或いは
 - (b) 弁護士に対し、その職責において伝達したか又は伝達された秘匿特権付事項を含む文書の提出を強制する、又は弁護士が保有するかかる文書の押収を許可するとは解釈されないものとする。

- (5) いかなる人も、そうすることが同人又は同人の妻若しくは夫を本条例違反について有罪にする可能性があることを理由に、以下を免除されるものではない。
 - (a) 民事手続きにおいて同人に対し行われた質問に答えること。
 - (b) かかる手続きにおいて出された命令に従うこと。但し、行われた質問に答える、又は出された命令に従うにあたって同人が行ったいかなる陳述又

は自白も、本条例に基づく違法行為に関する訴訟手続きにおいて、同人又は（かかる陳述又は自白を行った後に結婚したのではない限り）同人の妻若しくは夫に不利となる証拠としては採用されないものとする。（1982年第123号法律公告により修正）

[1968年英国法第29章第29条参照]

第18条 罰則 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 第4条、5条、7条、9条、11条、12条、13A条、13B条又は13C条に基づく違反を犯した者は、以下に服するものとする。（2000年第65号第3条、2008年第19号第8条により修正）
- (a) 起訴による有罪の場合は、罰金\$500000及び禁固5年。
- (b) 即決裁判の場合は、第6級の罰金及び禁固2年。
- (1A) 第16A条(3)に基づく違反を犯した者は、第2級の罰金及び禁固3ヶ月に服するものとする。（1987年第2号第4条により追加）
- (2) 第17条に基づく違反を犯した者は、第2級の罰金及び禁固1年に服するものとする。
（2008年第19号第8条により修正）

第19条 公訴期限 2012年E.R.2号 2012/08/02

本条例に基づく違反についての公訴は、

- (a) 違反行為の日から3年の経過、又は
- (b) 検察官による違反の発見日から1年の経過
- のいずれか早い方の日以降は行ってはならない。

第20条 法人による違反 2012年E.R.2号 2012/08/02

法人が本条例に基づく違反について有罪となった場合、違反行為の時期に当該法人の取締役、管理職、秘書役又はその他これに類似する役員であった者又はかかる地位において行為するとしていた者は、当該違反行為が同者の知るところではなかったこと、又は同者が当該違反行為を予防するためにあらゆる相当な注意を払ったことを証明しない限り、当該違反行為について有罪であるとみなされるものとする。

第21条 他者の過失による違反 2012年E.R.2号 2012/08/02

ある人物による本条例に基づく違反行為が他の人物の行為又は不履行に起因している場合、かかる他の人物は当該違反について有罪であるものとし、最初に述べた人物を相手取った訴訟が行われているか否かに関わらず、当該人物は本条を理由として当該違反について告発され、有罪とされる可能性がある。

[1968年英国法第29号第23条参照]

第22条 香港外で行われた違法行為の従犯者 2012年E.R.2号 2012/08/02

本条例の規定を前提として、香港で行われれば本条例に基づく違法行為となる行為を香港外で行わせ、これに助言、補佐、教唆を与える者、又はその従犯である香港内の者は、主犯として当該違法行為を行っており、当該違法行為が香港内で行われた場合と同様に、香港において訴追の対象となるものとする。

第23条 見本 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) ある行為又は不作為が本条例違反と公衆衛生及び市政条例（第132章）違反の両方を構成する場合、分析用に入手された見本に関する検察側の証拠は、公衆衛生及び市政条例（第132章）第63条の規定が守られている場合にのみ、本条例に基づく違反に関する訴訟において採用されるものとする。（1986年第10号第32条により修正）

- (2) 行政会議の行政長官は、規則により、当該規則に定める商品に関連する本条例違反についての訴訟（第（1）項で言及する違反についての訴訟は除く）において、分析用に入手された見本に関する検察側の証拠は、当該見本が同規則に定める方法で扱われない限り、採用されないものと規定することができる。（2000年第65号第3条により修正）

第24条 証明書による証拠 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 行政会議の行政長官は、規則により、当該規則に定める事項に関連して当該規則に定める者が発行する証明書は、本条を前提として、本条例に基づく訴訟手続きにおいて係る事項の証拠として受け入れられると規定することができる。（2000年第65号第3条により修正）
- (2) かかる証明書は、
- (a) これが不利な証拠となる当事者に対し、審問の7日前までにそのコピーが送達されない限り、又は
 - (b) かかる当事者が審問の3日前までに相手方当事者に対し当該証明書の発行者の出席を求める通知を送達した場合、
- 証拠として受け入れられないものとする。
- (3) 本条の目的において、本条に言及するような証明書であるとされる文書は、そうではないことが示されない限り、かかる証明書であるとみなされるものとする。

[1968年英国法第29章第31条参照]

第24A条 輸入商品に関する証拠規則 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 製造、生産、加工又は修理調整場所について虚偽の商品説明が使用されている輸入品に関する本条例違反の訴追において、当該商品がある場所から輸入されたものであるという証拠は、場合に依じて、当該商品がかかる場所において製造、生産、加工又は修理調整されたことの一応の証拠となるものとする。（2005年第9号第3条により修正）
- (2) 第（1）項に関わらず、同項に言及する違反の訴追において、当該商品がある場所で製造、生産、加工又は修理調整されたことを示す商品説明は、以下の場合、当該商品が別の場所から輸入されたという証拠だけでそれが虚偽であるとはみなされないものとする。
- (a) かかる別の場所が最初に述べた場所内にある場合。又は
 - (b) 最初に述べた場所がかかる別の場所内にある場合。（2005年第9号第3条により追加）
- （1987年第2号第5条により追加）

第25条 訴訟書面における商標の説明 2012年E.R.2号 2012/08/02

商標又は偽造商標について言及することを意図する情報、起訴状、訴訟書面、訴訟手続き及び文書においては、追加の説明もコピーやファクシミリもなしに、当該商標又は偽造商標が商標又は偽造商標であると述べるだけで十分であるものとする。

第26条 過失、事故等の弁護 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 本条例違反の訴訟において、第（2）項を前提として、以下が証明されれば被告人の弁護となるものとする。
- (a) 違反行為が過失、又は同人に提供された情報への依存、又は別の人物の行為や不履行、事故若しくは同人の制御を超えるその他の原因によるものであること。及び、

- (b) 同人が自ら又はその制御下にある別の人物によるこうした違反行為を回避するためにあらゆる合理的な予防措置を講じ、またあらゆる相当の注意を払ったこと。
- (2) 第(1)項に規定する弁護に、違反行為が別の人物の行為や不履行によるものであったか又は別の人物によって提供された情報への依存によるものであったとの主張が含まれる場合、いかなる場合でも被告人は、審問の正味7日前に終了する期間内に、その時に自らが保有するか他の人物を特定するか又はその特定に役立つ情報を提供する書面の通知を検察官に送達しない限り、裁判所の許可なくかかる弁護に頼る権利を得られないものとする。
- (3) 第7条(1)(a)(ii)又は(b)に基づく違反の訴訟において、商品が説明に適合しないか又は当該説明が商品に使用されていたことを被告人が知らず、これを疑う理由もなく、また合理的な注意により突き止めることができなかつたことを証明することは、被告人の弁護となるものとする。
- (4) 第9条(2)に基づく違反の訴訟において、商品に偽造商標が使用されていたか、又は欺くことを意図してある商標に似せた商標又は標章が偽って商品に使用されていたことを被告人が知らず、これを疑う理由もなく、また合理的な注意により突き止めることができなかつたことを証明することは、被告人の弁護となるものとする。

[1968年英国法第29章第24条参照]

第27条 悪意のない広告発表 2012年E.R.2号 2012/08/02

広告の発表により行われた本条例違反の訴訟において、被告人の業務が広告の発表又は広告発表の手配を行うことであり、発表用の広告を通常の業務過程で受け取り、その発表が本条例違反となることを知らず、またこれを疑う理由もなかつたことを証明することは、被告人の弁護となるものとする。

[1968年英国法第29章第25条参照]

第28条 訴訟費用 2012年E.R.2号 2012/08/02

本条例に基づく訴訟において、当該訴訟を審理する判事又は裁判所は、他のいかなる条例の規定にも関わらず、費用に関してその適切と考える命令を出すことができる。

第29条 政府の占有する財産に関する命令権限 2012年E.R.2号 2012/08/02

何らかの財産が政府又は本条例に基づき行為する受命職員の占有下に入った場合、本条例を前提として、かかる財産には、かかる財産が刑事犯罪に関連して警察の占有下に入った場合と同様に、あらゆる点について刑事訴訟手続条例(第221章)第102条が適用されるものとし、同条は、政府又はかかる受命職員に言及している部分を適宜、警察への言及に置き換えて解釈されるものとする。

(2000年第65号第3条により修正)

第30条 特定商品の没収及び処分 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 本条例に基づく違反があつた商品は、かかる違反について有罪判決を受けた人物の有無に関わらず、没収の対象となるものとする。
- (2) 第15条に基づき受命職員が商品を押収又は拘留した場合、長官は、時を問わず、長官が書面で定める条件を前提として、かかる商品をその所有者であると思われる人物又は同人に承認された代理人に引き渡すことができる。
- (3) 商品が第(2)項に基づき引き渡されない場合、長官は、違反の訴追が行われているのと同じ訴訟

手続き又は本条例に基づくその他の訴訟手続きにおいて、裁判所又は判事に対し、当該商品の没収を申請することができる。

- (4) 第(3)項に基づく申請の審問において、当該商品が没収されることに裁判所又は判事が納得した場合、裁判所又は判事は以下のことを命令することができる。
- (a) 商品が政府に没収されること。(2000年第65号第3条により修正)
 - (b) 商品を破壊すること。
 - (c) 商品に使用されている虚偽商品説明を取り除き、その後、商品を
 - (i) 裁判所又は判事が当該命令の中で指定する方法及び条件において処分する。又は
 - (ii) 裁判所又は判事が当該命令の中で指定する条件においてその所有者又は同者が承認済みの代理人に引き渡すこと。又は(1996年第11号第16条により置換)
 - (d) 例外的な場合に、商品に使用されている偽造商標を取り除き、その後、商品を
 - (i) 裁判所又は判事が当該命令の中で指定する方法及び条件において処分するか、又は
 - (ii) 裁判所又は判事が当該命令の中で指定する条件においてその所有者又は同者が承認済みの代理人に引き渡すこと。(1996年第11号第16条により置換)
- (5) 第(3)項に基づき、違反の訴追が行われている訴訟以外において商品の没収が裁判所又は判事に対し申請される場合、長官は、当該商品の所有者又は所有者が承認済みの代理人に書面で直ちに通知するものとするが、所有者又は所有者が承認済みの代理人がかかる通知は不要である旨を長官に書面で示した場合はこの限りではない。
- 但し、当該商品の所有者が複数存在する場合、本項の目的において、かかる所有者の1名又は所有者が承認済みの代理人に対して通知を行えば十分であるものとする。但し、かかる1名の所有者又は所有者が承認済みの代理人がかかる通知は不要である旨を示した場合はこの限りではない。
- (1987年第2号第6条により置換)

第31条 (1987年第2号第6条により廃止) 1997/06/30

第3A部 権利侵害商品の輸入に関する手続き* 2012年E.R.2号 2012/08/02
(1996年第11号第17条により第3A部追加)

注記：

* (1996年第11号第17条により追加。1998年第25号第2条により修正)

第30A条 解釈 2012年E.R.2号 2012/08/02

この部において、**拘留命令**(扣留令)とは、第30C条(1)に基づいて出される命令を意味する。
(2000年第35号第98条により置換)

第30B条 拘留命令の申請 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 商標の所有者は、権利侵害商品に当たる商品の輸入が行われる可能性があるとする合理的な根拠がある場合、第一審裁判所に対し、第30C条(1)に基づく命令を申請することができる。(1998年第25号第2条、2000年第35号第98条により修正)
- (2) 第(1)項に基づく申請は一方的に行うことができるが、長官に対する事前通知が必要である。
- (3) 第(1)項に基づく申請は、裁判所の規則によって定められる形式で行うものとし、次のような所

有者の宣誓供述書によって裏付けられなければならない。(2000年第35号第98条により修正)

- (a) 証人は問題の商標の所有者であることを記載する。(2000年第35号第98条により修正)
 - (b) 宣誓供述書に添付する商標のコピーは当該商標の真正謄本であることを記載する。
 - (c) 証人が問題の商品を見たところ権利侵害商品であることを示す根拠とした事実を含む申請の理由を記載する。
 - (d) 長官が容易に識別できるように問題の商品の詳細な説明を記載する。
 - (e) 予想輸送方法及び予想輸入日の詳細、並びに、わかれば輸入者を特定する詳細事項を記載する。
 - (f) 裁判所の規則により定められているその他の情報を記載し、その他の文書を添付する。
- (4) 問題の商標が登録されている場合、当該商標に関連する登録簿の各記入事項の認証謄本を所有者の宣誓供述書に添付するものとし、証人がかかる認証謄本を入手することが実行可能ではない場合は、その実行可能ではない理由を記載するものとする。(2000年第35号第98条により修正)
- (5) 第(1)項に基づく申請は、輸送貨物に関しては行うことができない。
- (6) 第(1)項に基づく申請は、ある者がその私的な、又は家庭内利用のために行う商品の輸入に関しては行うことができない。

第30C条 拘留命令の発布 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 第30B条に基づいて行われる申請の審判において、問題の商品が見たところ権利侵害商品であると第一審裁判所が納得するに十分な証拠を所有者が提示した場合、第一審裁判所は、当該商品をその輸入時又は輸入後に押収又は拘留するための合理的な措置を取るよう長官又は受命職員に指示する命令を出すことができる。(2000年第35号第98条により修正)
- (2) 第一審裁判所は、商標の所有者に対し、拘留が不当であるか又は第30D条(6)に基づき商品が輸入者に引き渡される場合に発生する可能性のある損失又は損害から輸入者及び拘留対象商品に利害を有するその他の人物(荷送人及び荷受人を含む)を保護するために、十分な金額の保証金又は同等の保障を提供することを義務付けることができる。(2000年第35号第98条により修正)
- (3) 拘留命令には、第一審裁判所が適切と考える条件を記載することができる。
- (4) 第一審裁判所は、何らかの法律に基づきそれ以前に長官又は受命職員が押収又は拘留し、その保管下に置いている商品に関して拘留命令を出してはならない。
- (5) 長官又は受命職員が本条項部分以外の何らかの法律に基づき商品を押収又は拘留する場合、かかる商品に関して出された拘留命令は効力を停止するものとする。
- (6) 第一審裁判所が拘留命令を出した場合は、商標の所有者は直ちに当該命令のコピーを長官に送達するものとする。(2000年第35号第98条により修正)
- (7) 拘留命令は、その発布日又は第一審裁判所が指定するこれより遅い日に発効し、かかる日から60日で効力を停止するものとする。但し、長官又は受命職員が、当該命令に基づき当該期間内に、命令が適用される商品を押収又は拘留した場合はこの限りではない。

(1996年第11号第17条により追加。1998年第25号第2条により修正)

第 30D 条 拘留命令の執行 2012 年 E.R.2 号 2012/08/02

- (1) 拘留命令が長官に送達された場合、長官又は受命職員は、当該命令の条件を前提として、当該命令が適用される商品を押収又は拘留することができる。
- (2) 商標の所有者は以下を行うものとする。(2000 年第 35 号第 98 条)
 - (a) 長官又は受命職員に対し、当該商品を認識し、当該積荷又は特定の輸入を識別できるようにするための商品及び特定輸入に関する十分な情報、並びに長官又は受命職員が拘留命令の遂行のために合理的に要求する他のあらゆる情報を提供する。
 - (b) 拘留命令の遂行に関連して発生すると思われる費用を政府に弁済するのに十分であると長官が考える金額を長官に預託する。並びに、
 - (c) 長官又は受命職員から商品の押収又は拘留について書面で通知があれば、要求される保管場所及びその他の施設を提供する。
- (3) 長官又は受命職員は、商標の所有者が第 (2) 項に従わない場合は、拘留命令の遂行を拒否することができる。
- (4) 長官は、商標の所有者に書面で通知した後、第一審裁判所に対し拘留命令の遂行においての指示を申請することができ、第一審裁判所は、所有者に意見聴取の機会を与えた後、自らが適切と考える指示を与えることができる。(1998 年第 25 号第 2 条により修正)
- (5) 長官又は受命職員は、拘留命令に基づき商品が押収又は拘留された後、直ちに、以下の者に対し書面で押収又は拘留通知を行うものとする。
 - (a) 商標の所有者。
 - (b) 輸入者。及び
 - (c) 当該命令の条件によって通知が義務付けられているその他の人物。
- (6) 第 (7) 項、並びに長官又は受命職員に商品の押収又は拘留権限を付与する法律を前提として、長官又は受命職員は、商標の所有者に対し押収又は拘留の通知が行われた後 10 日間の期間内に、商標条例 (第 559 章) に基づき当該商品に関する侵害訴訟が提起された旨を所有者が長官に書面で通知しない場合は、拘留命令に従って押収又は拘留された商品を輸入者に引き渡すものとする。
- (7) 第一審裁判所は、商標の所有者から申請があれば、長官並びに第 (5) 項に基づき通知が義務付けられている各人に意見聴取の機会を与えた後、期間延長要請が妥当であると納得すれば、第 (6) 項に述べる期間をさらに 10 日を超えない期間だけ延長することができる。(1998 年第 25 号第 2 条により修正)
- (8) 第 (7) 項に基づく手続きにおいて、第一審裁判所は、第 30C 条 (2) に従って提供されるものに加え、保証金又は同等の保障を提供することを義務付けることができる。(1998 年第 25 号第 2 条により修正)
- (9) 第 (6) 項に述べる期間 (第 (7) 項に基づき延長されればその期間) 内に、商標の所有者が長官に対し、商標条例 (第 559 章) に基づき当該商品に関する侵害訴訟が提起された旨を書面で通知した場合、長官又は受命職員は、侵害訴訟手続きにおける第一審裁判所の指示を条件として当該商品の保管を維持するものとする。(1998 年第 25 号第 2 条により修正)

(10) 公休日、烈風警告日又は黒色暴雨警告日は、第(6)項に述べる期間(第(7)項に基づき延長されればその期間)の計算の勘定には入れないものとする。

(11) 本条において

黒色暴雨警告日(黒色暴雨警告日)とは、黒色暴風警告が全日又は部分的に出されている日を意味し、**黒色暴風警告**(黒色暴雨警告)とは、一般に黒色と呼ばれる暴雨信号を用いて香港天文台長が発表する香港内又は香港付近における暴雨警報を意味する。(1997年第362号法律公告により修正)

烈風警告日(烈風警告日)とは、烈風警告が全日又は部分的に出されている日を意味し、**烈風警告**(烈風警告)は、司法手続き(烈風中の延期)条例(第62章)第2条によってこの言葉に付されている意味を有する。

(1996年第11号第17条により追加。2000年第35号第98条により修正)

第30E条 **拘留命令の変更又は取り消し** 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 長官又は商標の所有者は、時を問わず、第一審裁判所に対し拘留命令の変更を申請することができる。(2000年第35号第98条により修正)
- (2) 輸入者又は拘留命令によって影響されるその他の者は、時を問わず、第一審裁判所に対し命令の変更又は取り消しを申請することができる。
- (3) 第(1)項又は(2)項に基づき申請を行う者は、第一審裁判所の裁判官が命令する当該申請の審問のために指定された日を他の当事者に通知するものとする。
- (4) 第(1)項又は(2)項に基づく拘留命令の変更申請の審判において、第一審裁判所は、自らが公正と考える方法で当該命令を変更することができる。
- (5) 第(2)項に基づく拘留命令の取り消し申請の審問において、第一審裁判所は、自らが公正と考える条件で当該命令を取り消すことができる。
- (6) 第(3)項の目的において、
 - (a) 第(1)項に基づく申請の当事者は、長官、商標の所有者、及び、問題の商品が当該拘留命令に従って押収又は拘留されている場合は輸入者、並びに第30D条(5)に基づき通知が義務付けられているその他の人物であり、また、
 - (b) 第(2)項に基づく申請の当事者は、長官、商標の所有者、申請者、及び輸入者が申請者ではない場合は輸入者である。(2000年第35号第98条により修正)

(1996年第11号第17条により追加。1998年第25号第2条により修正)

第30F条 **情報の開示** 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 拘留命令に従って商品が押収又は拘留される場合、長官は、商標の所有者に対し以下のことを開示することができる。(2000年第35号第98条により修正)
 - (a) 輸入者、荷送人及び荷受人の名前及び住所。
 - (b) 命令に従って押収又は拘留された商品の性質及び数量。
 - (c) 押収又は拘留に関連して任意の人物が長官又は受命職員に対して行った陳述(同人の書面による事前同意の上、又は同人が死亡している、或いは長官による合理的な所在調査後も長官が同人を発見できない場合は、かかる同意なしで)。

- (d) 命令に従って押収又は拘留された商品に関連し、開示が適切であると長官が考えるその他の情報又は文書。
- (2) 商標の所有者が以下の開示を求める場合。(2000年第35号第98条により修正)
- (a) 第(1)項に言及されていない情報又は文書。又は
- (b) 第(1)項に言及されている情報又は文書であるが長官が開示していないもの。
- 同者は第一審裁判所に対し、かかる情報又は文書の開示を長官に義務付ける命令を申請することができ、第一審裁判所は、かかる申請があれば、自らが適切と考えるとおりの開示命令を出すことができる。(1998年第25号第2条により修正)
- (3) 第(2)項に基づく申請は、長官に事前に通知した上、申立てによって開始することができる。(1996年第11号17条により追加)

第30G条 商品の検査、見本の引渡し等 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 拘留命令に従って商品が押収又は拘留される場合、長官又は受命職員は次のことを行うものとする。
- (a) 商標の所有者に対し、その主張の正当性を示す目的のために当該商品を検査する十分な機会を与える。また
- (b) 輸入者に対し、所有者の主張に反論する目的のために当該商品を検査する同等の機会を与える。
- (2) 長官又は受命職員は、商標の所有者又は輸出者が長官又は受命職員に要件保証書を提出すれば、所有者又は輸出者(当てはまる方)に対し、押収又は拘留された商品の見本の移動を許可することができる。
- (3) 第(2)項の目的において、要件保証書とは、保証を行う者が以下を行う旨の書面による保証である。
- (a) 長官又は受命職員が納得する指定時期に当該見本を長官又は受命職員に返却する。
- (b) 当該見本が損傷しないよう合理的な注意を払う。
- (4) 長官又は受命職員が、本条に従い、商標の所有者による押収若しくは拘留商品の検査又は見本の移動を許可する場合、政府は、以下によって輸入者が被る損失又は損害について輸入者に対する責任を負わない。(2000年第35号第98条により修正)
- (a) 検査中に生じた商品のいずれの損傷。又は
- (b) 所有者によって移動された見本に対し、又はこれに関連して所有者又は他のいかなる人物が行ったこと、或いはかかる見本の所有者による使用。
- (1996年第11号第17条により追加。2000年第35号第98条により修正)

第30H条 支払費用 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 長官は、拘留命令の遂行に関連して政府が負担した費用を算定し、第30D条(2)に基づき商標の所有者が保証金として支払った金額からこうした費用を差し引くことができる。
- (2) 第(1)項に基づき算定された費用は、商標の所有者が政府に支払うべきものとし、民事債務として回収することができる。
- (1996年第11号第17条により追加。2000年第35号第98条により修正)

第 30I 長官及び受命職員の保護 2012 年 E.R.2 号 2012/08/02

- (1) 長官及び受命職員は、拘留命令の遂行に関連して善意で行われた行為又は不作為の結果いかなる人物が被った損失又は損害についても責任を負わないものとする。
- (2) 拘留命令の遂行に関連して善意で行われた行為又は不作為に関して第 (1) 項により長官及び受命職員に与えられた保護は、かかる行為又は不作為に関する政府の責任にはいかなる形でも影響しないものとする。

(1996 年第 11 号第 17 条により追加)

第 30J 輸入者に支払われる補償等 2012 年 E.R.2 号 2012/08/02

- (1) 拘留命令に従って商品が押収又は拘留され、第 30D 条 (6) に従って当該商品が引き渡された場合、輸入者、荷受人又は商品の所有者は、当該命令が出された日から 6 ヶ月以内に、第一審裁判所に対し、かかる押収又は拘留により自らが被った損失又は損害の補償を申請することができる。
- (2)
 - (a) 拘留命令に従って商品が押収又は拘留され、
 - (b) 第 30D 条 (6) に述べる期間 (第 30D 条 (7) に基づき延長されればその期間) 内に当該商品に関して商標条例 (第 559 条) に基づき侵害訴訟が提起され、また (2000 年第 35 号第 98 条により修正)
 - (c) 当該訴訟が中止されるか、侵害の主張が撤回されるか又は侵害訴訟の第一審裁判所が侵害は証明されないと判断した場合、
輸入者、荷受人又は商品の所有者は、訴訟が中止されるか、主張が撤回されるか又は第一審裁判所がその判断を下した日から 6 ヶ月以内に、第一審裁判所に対し、かかる押収又は拘留により自らが被った損失又は損害の補償を申請することができる。
- (3) 第 (1) 項又は第 (2) 項に基づく申請が行われた場合、第一審裁判所は、自らが適切と考える補償命令を出すことができる。

(1996 年第 11 号第 17 条により追加。1998 年第 25 号第 2 条により修正)

第 30K 条 規則 2012 年 E.R.2 号 2012/08/02

主席法官は、本条項部分に基づき第一審裁判所において従うべき手続及び慣行、並びに当該手続及び慣行に付随又は関連するあらゆる事項 (本条項部分に基づき裁判所規則によって規定されるべき又は規定することができる事項又は事柄を規定する規則を含む) を規制及び規定する裁判所規則を定めることができる。

(1998 年第 25 号第 2 条により修正)

第 4 部 雑則 2012 年 E.R.2 号 2012/08/02

第 32 条 商品説明を含む商標 2012 年 E.R.2 号 2012/08/02

商品説明が商標であるか又は商標の一部であるという事実は、以下の条件が満たされる場合を除き、何らかの商品に使用された際にこれが虚偽商品説明となることを妨げるものではない。

- (a) 本条例が制定されていなければ当該商品に合法的に使用することができる。
- (b) 使用されている商標が、当該商品と商標の所有者又は商標の使用許諾を得ている人との間の関連を示すために使われている。また、(2000 年第 35 号第 98 条により置換)
- (c) 商標の専有権所有者又は所有者が、本条例の開始時の専有権所有者又は所有者と同一人物で

あるか、又はその権原の承継者である。(2000年第35号第98条により修正)

[1968年英国法第29章第34条参照]

第33条 **定義命令** 2012年E.R.2号 2012/08/02

商品に関連して使われる表現が限定された意味を有するものと理解すべきことが、

- (a) 商品の供給を受ける人の利益となるか、又は
- (b) 商品を輸出する人の利益となり、香港内で当該商品の供給を受ける人の利益に反しないと行政会議の行政長官が考える場合、(2000年第65号第3条により修正)、行政会議の行政長官は、規則により、(2000年第65号第3条により修正)
 - (i) 取引又は業務の過程において、商品に使用される商品説明として、又はその一部として用いられる当該表現、又は
 - (ii) 当該規則に指定する状況においてそのように用いられる当該表現、にそうした意味を設定することができ、またある表現に対して、かかる意味がそのように設定された場合、同表現は、本条例の目的において、本条の(i)項、又は場合に応じて(ii)項に述べるように用いられる場合、そうした意味を有するとみなされるものとする。

[1968年英国法第29章第7条参照]

第34条 **市民権の救済** 2012年E.R.2号 2012/08/02

商品供給契約は、本条約のいずれかの規定に対する違反のみを理由として無効又は執行不能とはならないものとする。

[1968年英国法第29章第35条参照]

第35条 **第15条(1)(f)に基づき押収された商品の損失に対する補償** 2012年E.R.2号 2012/08/02

- (1) 何らかの商品が第15条に基づき受命職員によって押収又は拘留された場合、政府は、本条を前提として、その押収若しくは拘留によって、又は当該商品が拘留中に紛失し、損傷を受け、又は劣化したことによって商品の所有者が被った損失を補償する責任を負うものとするが、所有者は、以下の場合はかかる損失に対する補償を受ける権利を有さないものとする。
 - (a) 商品が没収された場合。
 - (b) 商品に関連して行われた本条例違反について同者が有罪となった場合。又は
 - (c) 商品に関して第30条(4)に基づく命令が出された場合。(1987年第2号第7条により修正)
- (2) 第(1)項に述べる理由のいずれかに基づく補償請求に関して政府を相手とした訴訟手続きにおいて、回収可能な補償金額は、以下の者の行動及び非難を受けるべき相対的度合を含む当該事例のあらゆる情状において公正かつ公平な金額でなければならない。
 - (a) 商品の所有者。
 - (b) 商品が押収された時点でこれを管理又は掌握していた者。
 - (c) (a)項及び(b)項に規定する者の代理人。
 - (d) 受命職員、公務員及びその他の関係者。
- (3) 第(1)項に述べる理由のいずれかに基づく補償請求に関する訴訟手続きは、以下の時期に開始されない限り、維持できないものとする。
 - (a) 裁判所又は判事の命令により、又は商品を引き渡す権限を有する者により、その所有者に引き渡された商品に関する補償請求の場合、その引渡から6ヶ月以内。
 - (b) 商品がその拘留中に紛失したことを理由とする補償請求の場合、
 - (i) かかる理由の存在を所有者が発見した時、又は

(ii) かかる理由の存在について、所有者が相当な注意を払えば知り得た日のうち早い方から 6 ヶ月以内。

[1968 年英国法第 29 章第 33 条参照]

別表 1 別表記載貿易協定 2012 年 E.R.2 号 2012/08/02

[第 2A 条]

コラム 1	コラム 2	コラム 3	コラム 4
項目	貿易協定	貿易相手地	発効日
1.	2011 年 6 月 21 日に締結された EFTA 諸国と中国の香港との間の自由貿易協定	アイスランド リヒテンシュタイン公国 ノルウェー王国 スイス連邦	協定の第 11.8 条に基づく日 協定の第 11.8 条に基づく日 協定の第 11.8 条に基づく日 協定の第 11.8 条に基づく日
2.	2011 年 6 月 21 日に締結された中国の香港とアイスランドの間の農業に関する協定	アイスランド	協定の第 9 条に基づく日
3.	2011 年 6 月 21 日に締結された中国の香港とノルウェー王国の間の農業に関する協定	ノルウェー王国	協定の第 9 条に基づく日
4.	2011 年 6 月 21 日に締結された中国の香港とスイス連邦の間の農業に関する協定	スイス連邦 リヒテンシュタイン公国	協定の第 9 条に基づく日 協定の第 9 条に基づく日

(2012 年第 5 号第 8 条により別表 1 追加)

別表 1A 表 2012 年 E.R.2 号 2012/08/02

[第 3 条]

(2008 年第 19 号第 9 条、2012 年第 5 号第 7 条により修正)

カラット数	表される金の純度
8	1000 分の 333
9	1000 分の 375
12	1000 分の 500
14	1000 分の 585
15	1000 分の 625
18	1000 分の 750

他のカラット数はこれに比例する。

別表 2 第 13B 条の目的のために指定される商品 2012 年 E.R.2 号 2012/08/02

[第 13B 条]

第 1 部

1. デジタル音声プレーヤー
2. デジタルカムコーダー
3. デジタルカメラ
4. 携帯電話
5. 携帯マルチメディアプレーヤー

第 2 部

1. 製品の定義

この別表において

デジタル音声プレーヤー（数碼音響播放器）とは、

(a) 何らかの記憶媒体の 1 つ以上の音声符号化方式のデジタル音声ファイルを再生することが主な機能である携帯装置を意味する。

(b) 一般に MP3 プレーヤーとして知られている製品を含む。

(c) 携帯光ディスクプレーヤーは含まない。

デジタルカムコーダー（数碼攝録機）とは、方法を問わず動画を再生できる媒体にデジタル方式で録画することが主な機能である携帯装置を意味する。

デジタルカメラ（数碼相機）とは、方法を問わず静止画像を再生できる媒体にデジタル方式で画像を記録及び保存することが主な機能である携帯装置を意味する。

携帯電話（手提電話）とは、セルラー方式無線電話ネットワークを通じたモバイル通信が主な機能である以下を備えた携帯装置を意味する。

(a) 電話の標準音声機能。および

(b) 公衆交換電話網（PSTN）への相互接続。

携帯マルチメディアプレーヤー（便攜式多媒體播放器）とは、

(a) 何らかの記憶媒体の 1 つ以上のメディア記録方式のデジタルマルチメディアファイルを再生することが主な機能である携帯装置を意味する。

(b) 一般に MP4 プレーヤーとして知られている製品を含む。

(c) 携帯光ディスクプレーヤーは含まない。

2. 主な機能の決定

本別表の目的のために製品の主な機能を決定する場合、以下について考慮するものとする。

(a) 製品のパッケージに使用されている説明。

(b) 製品の供給に関連する文書において製品に使用されている説明。

(c) 製品に関する販促資料及び広告において製品に使用されている説明。並びに

(d) その他の関連情報。

(2008 年第 19 号第 10 条により別表 2 追加)